

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年6月15日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	麿 隆敏
【電話番号】	03-3593-5957
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・インドネシア・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集期間：1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

アムンディ・インドネシア・ファンド

ただし、愛称として「ガルーダ」という名称を用いることがあります（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます）。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの基準価額については、後記「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

### （５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.24%（税抜3.0%）です。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社（販売会社については、「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

### （６）【申込単位】

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。

### （７）【申込期間】

平成30年6月16日から平成30年12月18日まで

ただし、インドネシア証券取引所の休業日またはシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合は、お申込みできません。

なお、申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所(「販売会社」)については、後記「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

## (9) 【払込期日】

お申込みを受付けた販売会社が定める日までに取得申込総金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

## (10) 【払込取扱場所】

取得申込総金額をお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

申込の方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <ファンドの目的>

ファンドは、インドネシアの株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2018年5月11日の書面決議の結果、アムンディ・インドネシア・ファンドの投資一任先契約先の変更および投資態度の一部変更が可決されましたので、投資顧問会社を「アムンディ・シンガポール・リミテッド」から「フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド」へ変更し、投資態度（本書における「ファンドの特色」）も一部変更いたしました。併せて「ファンドの運用プロセス」も変更いたしました。

###### <ファンドの特色>

1. 主として、インドネシアの株式に投資します。
2. アクティブ運用を行います。
3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
4. 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

#### フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（ファンドの投資顧問会社）

ファンドに係る運用の指図権限は、フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、シンガポール政府系の資産運用会社で、2003年にテマセク・ホールディングスの自己運用部門から独立し、アジアにおける株式、債券、オルタナティブ投資の総合運用会社として、各国の機関投資家を中心に資産運用および投資助言を提供しています。シンガポールに本社を置き、上海、ロンドン、東京に拠点を構えています。株式運用では、包括的な分析と、企業・マーケットに対する深い理解に立脚した、規律ある投資アプローチを通じて運用を行っています。

#### 【イメージ図】



\*アムンディ・インドネシア・ファンドは、MSCIインドネシア指数<sup>®</sup>を参考指数とします。

※MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

信託金の限度額は300億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## 追加的記載事項

資源、観光、人口、そして経済。成長し続けるインドネシアに注目。



## インドネシア基本情報

正式名	インドネシア共和国 (1945年独立宣言)	言語	インドネシア語	政治体制	大統領制、共和制
首都	ジャカルタ	宗教	イスラム教87.2%、キリスト教9.9%、 ヒンズー教1.7%、その他1.3% (2013年、宗教省統計)	元首	ジョコ・ウィド大統領
面積	約189万平方キロメートル (日本の約5倍)	通貨	インドネシアルピア (100インドネシアルピア=0.77円)	主要産業	製造業、商業・ホテル・飲食業、 農林水産業、建設など
人口	約2.55億人 (2015年政府統計)	名目GDP	9,323億米ドル (2016年、世界銀行統計)		

出所：外務省ホームページ等のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。(2018年3月30日現在)

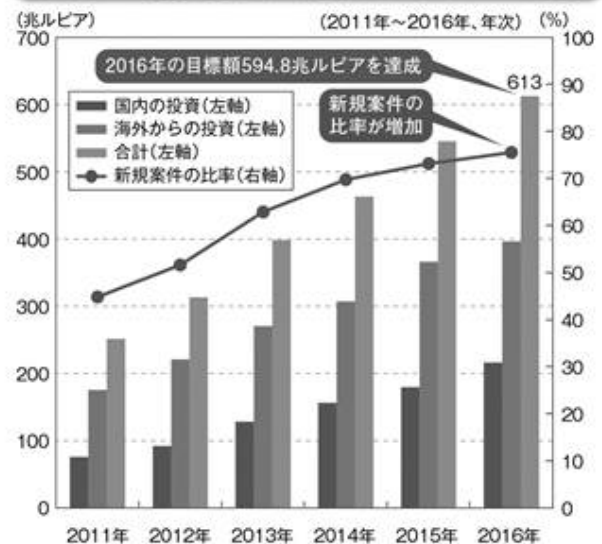
## 力強い成長が続くインドネシア 国内外から継続的に投資が続く

## インドネシアの実質GDPと成長率の推移



出所：国際通貨基金（IMF）「世界経済見通し2017年10月版」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

## インドネシア国内の投資および海外からインドネシアへの投資



出所：インドネシア投資調整庁のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

\*上記は過去の実績であり、今後のインドネシアの成長性やファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

\*上記内容は作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

\*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

## 追加的記載事項

## 更なる拡大ステージへ!インドネシア経済を支える3つのエンジン

高い経済成長を支える3つのエンジンは、①アジアの資源国、②豊富な人口、③拡大する消費です。

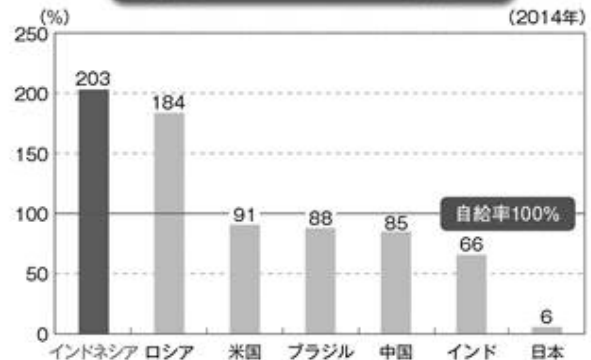
### 1 アジアの資源国 ~多様かつ豊富な天然資源~

インドネシアは、エネルギーや農産物など、バラエティに富んだ天然資源に恵まれており、アジアの中で重要な資源供給国の役割を担っています。また2016年1月、インドネシアは石油輸出機構(OPEC)加盟国として復帰し、今後産油国との結びつきも強固となることを見込まれています。

インドネシアの主な天然資源

		世界における 生産量の比率	世界の順位
鉱物	すす鉛	14.8%	2位
	ニッケル鉛	31.4%	1位
	銅鉛	2.0%	13位
エネルギー	石炭	6.4%	4位
	天然ガス	2.0%	11位
農産物	パーム油	51.1%	1位
	天然ゴム	25.7%	2位
	カカオ豆	16.4%	3位
	米	9.6%	3位

出所:「世界国勢調査2017/18」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。  
ニッケル鉛は2013年、天然ガスは2015年、天然ゴムは2016年、その他は2014年。

各国の一次エネルギー<sup>※1</sup>自給率

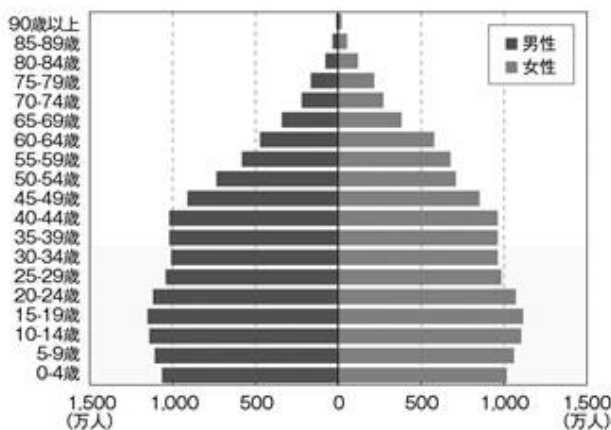
出所:「世界国勢調査2017/18」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。  
※1 一次エネルギーとは、石炭、原油、天然ガス、原子力、水力、地熱、その他(太陽光、風力など)、バイオ燃料と廃棄物を指します。

### 2 豊富な人口 ~成長を支える若い労働力~

国民の年齢の中央値は28.0歳<sup>※2</sup>。

若く豊富な労働力はインドネシアの経済成長の原動力です。

年齢別人口構成(2018年予想)

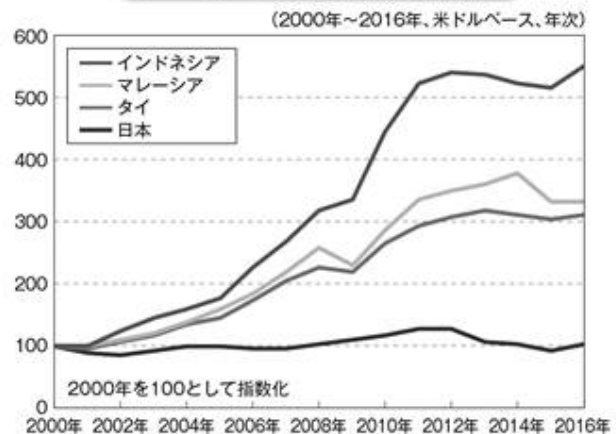


出所: US Census Bureau International Data Base(2018年3月)のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。  
※2 国際連合「世界人口推計 2017年改訂版」の2015年予想に基づく。

### 3 拡大する消費 ~巨大な消費市場への期待~

インドネシアの1人当たり国民総所得(GNI)<sup>※3</sup>は、2012年以降低迷しているものの、長期的には上昇傾向にあり、巨大な人口を背景に、更なる消費の拡大が期待されます。

1人当たり国民総所得(GNI)の推移



出所: 国際連合「National Accounts Main Aggregates Database」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。  
※3 国民総所得(GNI: Gross National Income)とは、居住者が国内外から一年間に得た所得の合計のことをいいます。

\* 上記は過去の実績であり、今後のインドネシアの成長性やファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

\* 上記内容は作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

\* 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

<ファンドの基本的性格>

[ファンドの商品分類]

ファンドは、追加型投信/海外/株式に属しています。

## 商品分類表

単位型 / 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
		不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	
不動産投信 その他資産 ( )	日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対する有無を記載しております。

## 商品分類の定義

## ・単位型 / 追加型

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

## ・投資対象地域

「海外」.....目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ・投資対象資産 (収益の源泉)

「株式」.....目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分の定義

## ・投資対象資産

「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。

## ・決算頻度

「年2回」...目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

## ・投資対象地域

「アジア」…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

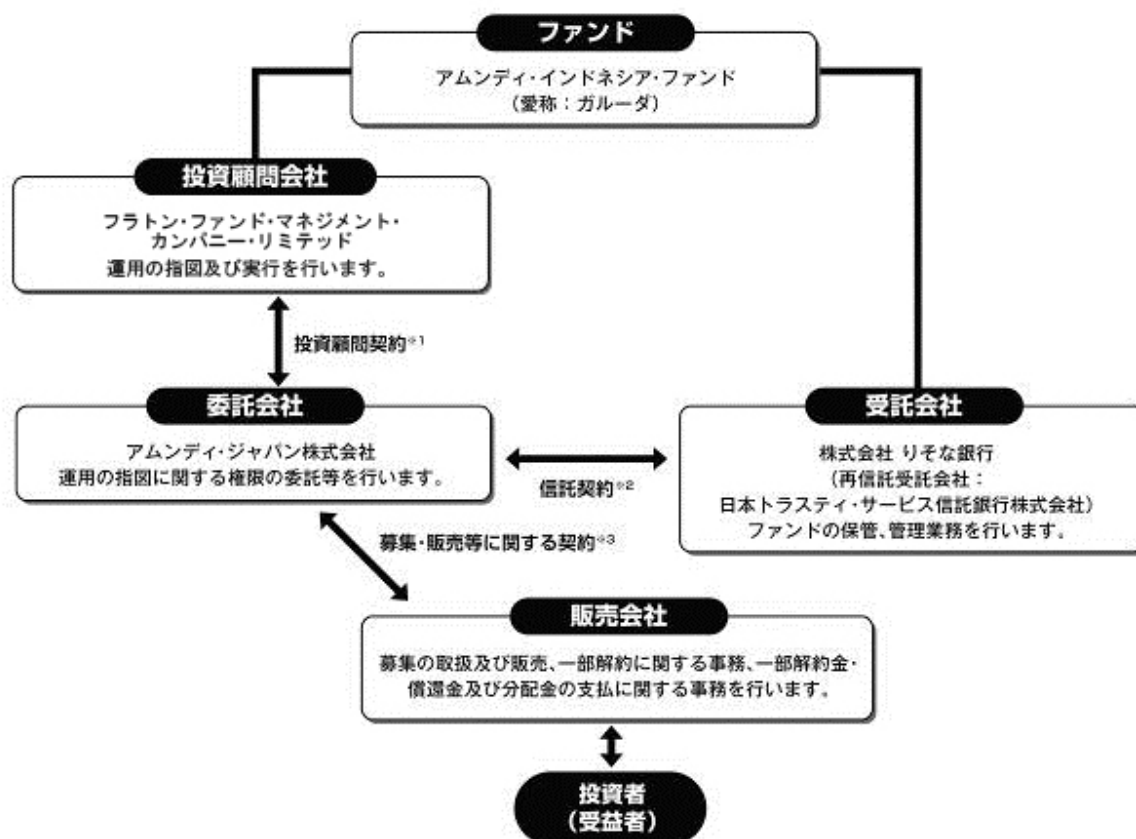
\*上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年4月28日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社へファンドの運用の指図権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

2 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

3 募集・販売等に関する契約



委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

### 委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資コンサルティング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

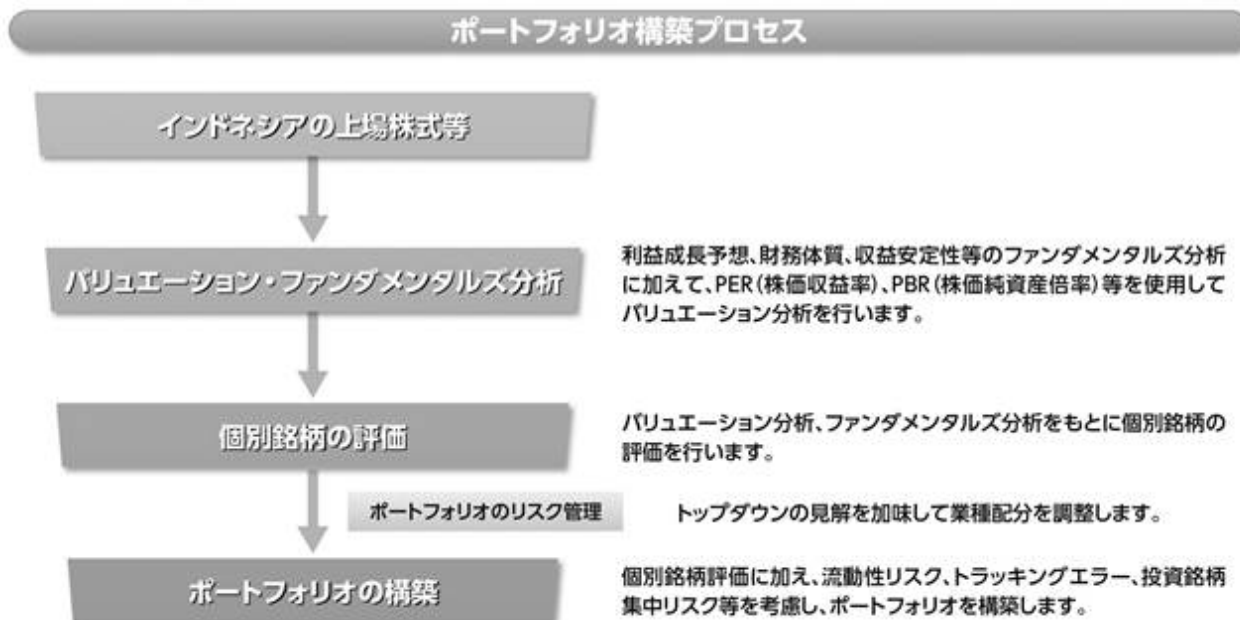
(本書作成日現在)

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

1. インドネシアの株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
2. 独自のリサーチを重視したボトムアップ・アプローチ(個別銘柄の選択)に基づき、投資テーマ等を考慮し、運用を行います。
3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
4. 運用にあたっては、投資一任契約に基づいて、フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
5. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<ファンドの運用プロセス>



運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

### 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません）
  - ハ．約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます)
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 為替手形
  - 有価証券の指図範囲
 

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ）は、信託金を次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

    - 1) 株券または新株引受権証書
    - 2) 国債証券
    - 3) 地方債証券
    - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
    - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)
    - 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)
    - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券、14)の証券のうち投資法人債券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(ただし、投資法人債券を除きます)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記 の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

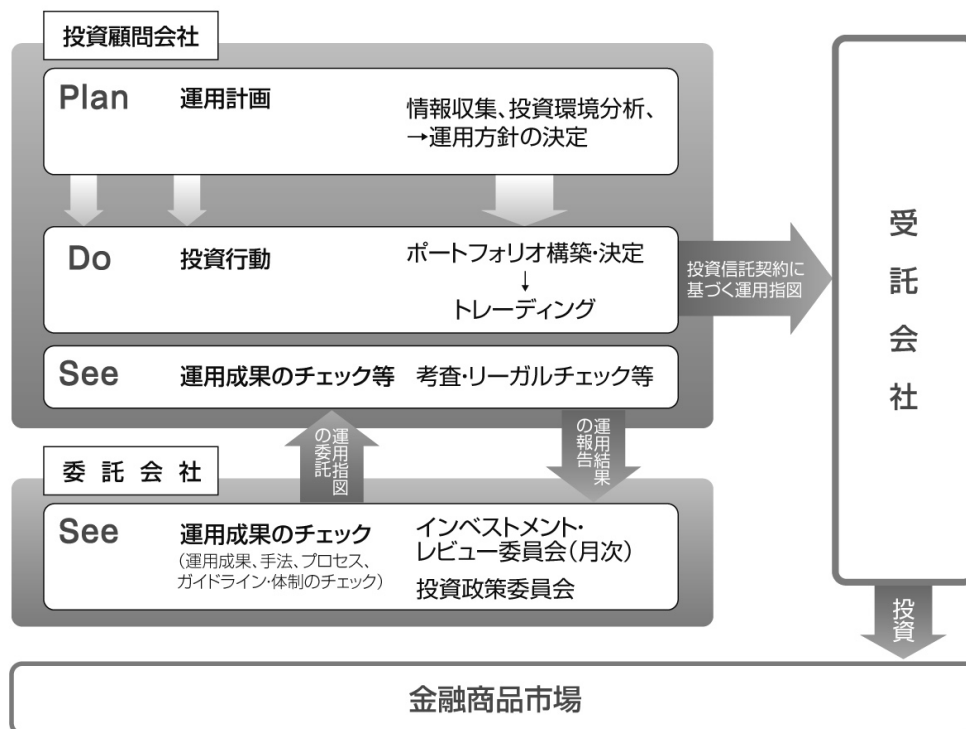
投資戦略の決定および運用の実行

フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドを投資顧問会社とし、委託会社は運用指図の権限を委託します。

## 運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



\* 委託会社の運用成果のチェック・委託会社のインベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施  
投資顧問会社・・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

収益分配方針

ファンドは、毎決算時（原則として3月15日および9月15日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により収益分配を行います。

##### 1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

## 2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 収益の分配

## 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- ( ) 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ( ) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

## 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

## 収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います(原則として決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します)。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

## (5) 【投資制限】

ファンドの信託約款で定める主な投資制限

- 1) 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への投資制限  
株式への投資割合には制限を設けません。
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限  
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式等への投資制限

- (a) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債等への投資制限  
同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券(金融商品取引所に上場している投資信託証券および既に組入れている株式等の転換により投資信託証券に該当することとなったものを除きます)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 7) デリバティブ取引等に係る投資制限  
デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 8) 資金の借入れの制限
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 9) 受託会社による資金の立替え
- (a) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- (c) 立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 法令等に基づく投資制限

##### 同一法人の発行する株式の投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドは、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

#### 価格変動リスク

ファンドは主にインドネシアの株式に投資を行いますので、ファンドの基準価額は組入れられた株式の価格変動の影響を受け、変動します。株式の価格はその発行体（企業）の経営状況、財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。したがって、組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

#### インドネシアの株式への投資に関するリスク（カントリーリスク）

- ・ファンドは主にインドネシアの株式を投資対象としています。一般にインドネシアの証券市場は欧米等の先進国の証券市場に比べ市場規模や取引量が小さく、市場の流動性が低くなる事態が生じる可能性が高いと考えられます。そのため、インフレ、国際収支、外貨準備高の悪化、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場におよぼす影響は先進主要国以上に大きくなることが予想されます。また、当該国の政変、経済事情の変化等により市場が混乱した場合や、政府当局により有価証券取引、為替取引等に対して新たな規制や税制が導入された場合等には、証券市場、金融市場が大きな影響を受け、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

新たな通貨規制、資本規制等が導入された場合には、投資資金を日本へ回金することが困難になる可能性があります。

先進主要国に比べ金融システムが脆弱なため、海外証券市場の急落や外国人投資家の動きによっては、証券市場、金融市場が大きな影響を受けることがあります。

#### 為替変動リスク

- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。ファンドが投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・外貨建資産は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動することがあります。

#### 信用リスク

- ・ファンドが投資する株式について、発行体（企業）の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。
- ・株式の発行体（企業）が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

#### 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

ファンドが大量の換金の請求を受けた場合には、ファンドの組入対象とするインドネシアの株式を売却することとなります。一般にインドネシアの証券市場は欧米等の先進国の証券市場と比べ、市場の流動性が低いと考えられることから一度に多量の売却を行った場合には、期待さ

れる価格で売却できない可能性があり、売却損が発生することがあります。この場合、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

## **基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。**

### (2) その他の留意点

#### **ファンドの繰上償還**

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

#### **インドネシアへの投資に関する留意点**

ファンドはインドネシアの株式に限定して投資を行うため、十分な分散投資効果が得られない場合があります。

#### **収益分配金に関する留意事項**

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり度が小さかった場合も同様です。

#### **規制の変更に関する留意点**

- ・ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

#### **その他**

- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、申込の受付を停止することがあります。また、信託約款上の追加信託金の限度額（300億円）に係わらずファンド・マネージャーが投資先の株式市場の時価総額等に鑑み運用可能上限額に達したと判断した場合も、一時的に申込の受付を停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

### (3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

### (4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。



- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

##### ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

##### ・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

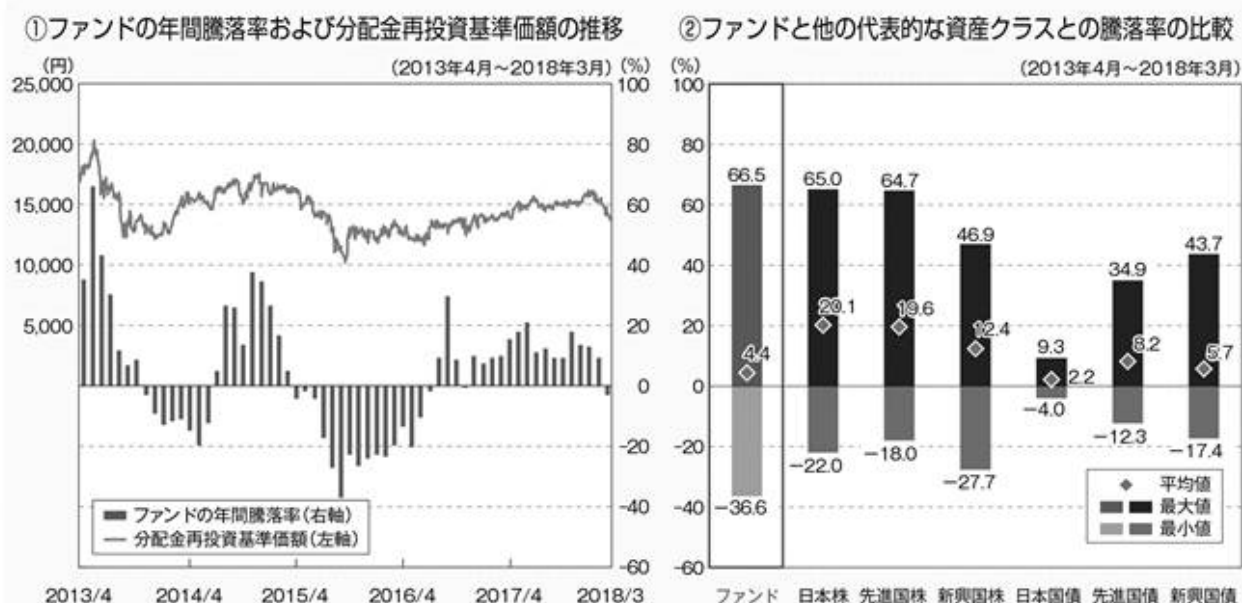
#### （ご参考）

##### <フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドのリスク管理体制>

リスク管理体制は、役員会レベルの監査・リスク委員会によって監督されます。同委員会には、独立したコンプライアンス・チームとリスク・チームが直接報告を行います。コンプライアンス・チームは、規制や投資ガイドラインなどの順守状況をモニター、管理、コントロールしています。リスク・チームは、市場リスクとオペレーション・リスクをモニター、管理、コントロールしています。両チームは、組織上はチーフ・オペレーティング・オフィサーに直属しています。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## （参考情報）



\*①のグラフは、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

\*②のグラフは、2013年4月から2018年3月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

\*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ○各資産クラスの指数について

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
東証株価指数 (TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。	
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
日本国債	NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。	
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。	
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。	

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

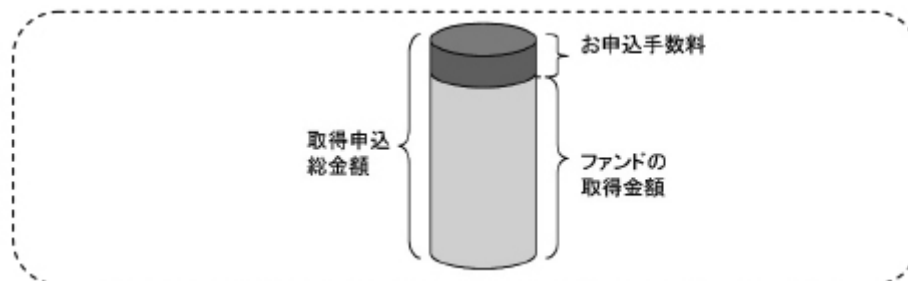
## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
3.24% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

< 取得申込時にお支払いいただく金額 >



(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.7496%(税抜1.62%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

【信託報酬の配分】

(年率)

支払先	料率		役務の内容
	純資産総額		
	100億円未満の場合	100億円以上の場合	
委託会社	0.80% (税抜)	0.70% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.75% (税抜)	0.85% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.07% (税抜)		ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

委託会社がファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、信託財産の日々の純資産総額に以下の報酬率を乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。

(年率)

純資産総額	報酬率
100億円未満の場合	0.80%以内
100億円以上の場合	0.70%以内

上記信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4) 【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用および監査報酬

- 1) 信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することを原則とします。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

- \* その他の手数料等の合計額は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
- \* ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

#### （５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成30年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

- \* 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり

ます。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません）。

源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

#### 個別元本について

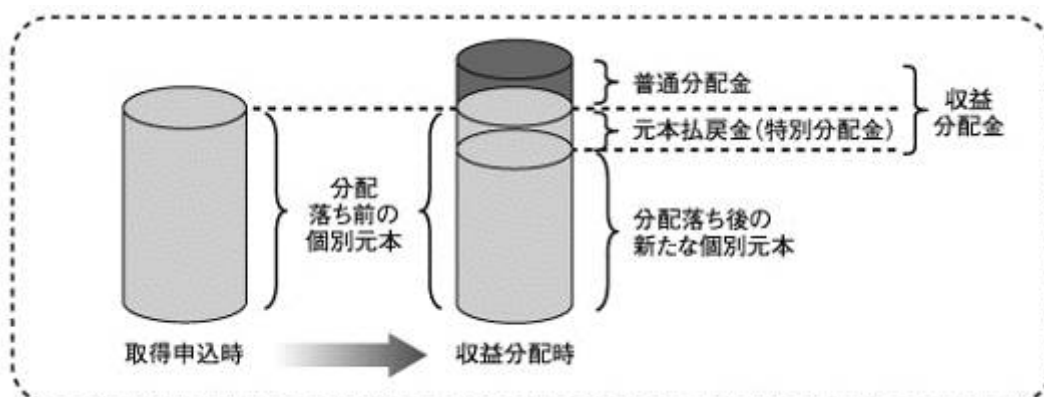
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

## 5【運用状況】

以下は平成30年3月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

## (1)【投資状況】

## 信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	インドネシア	1,452,556,528	97.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		34,235,989	2.30
合計（純資産総額）		1,486,792,517	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	1,246,400	182.52	227,492,928	181.74	226,520,736	15.23
2	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	銀行	7,044,500	29.25	206,051,625	28.08	197,809,560	13.30
3	インドネシア	株式	BANK MANDIRI TBK PT	銀行	2,484,714	63.95	158,922,307	59.86	148,747,403	10.00
4	インドネシア	株式	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK PT	電気通信サービス	3,146,600	31.66	99,646,528	28.08	88,356,528	5.94
5	インドネシア	株式	BUMI SERPONG DAMAI PT	不動産	5,905,300	13.41	79,225,504	13.88	81,989,185	5.51
6	インドネシア	株式	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	食品・飲料・タバコ	1,414,900	57.13	80,840,311	56.16	79,460,784	5.34
7	インドネシア	株式	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品・パーソナル用品	203,200	390.97	79,446,120	386.29	78,495,144	5.27
8	インドネシア	株式	HM SAMPOERNA TBK PT	食品・飲料・タバコ	2,238,000	33.61	75,237,084	31.04	69,476,472	4.67
9	インドネシア	株式	GUDANG GARAM TBK PT	食品・飲料・タバコ	120,000	565.50	67,860,000	565.30	67,836,600	4.56
10	インドネシア	株式	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	食品・飲料・タバコ	944,800	67.86	64,114,128	64.54	60,982,116	4.10
11	インドネシア	株式	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	自動車・自動車部品	1,047,600	59.08	61,897,446	56.94	59,650,344	4.01
12	インドネシア	株式	JASA MARGA PT	運輸	1,591,099	38.92	61,928,755	35.72	56,840,420	3.82
13	インドネシア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	素材	394,900	81.70	32,265,304	80.73	31,880,277	2.14
14	インドネシア	株式	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	銀行	459,600	73.71	33,877,116	67.66	31,098,834	2.09
15	インドネシア	株式	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA TBK PT	素材	245,100	158.34	38,809,134	124.80	30,588,480	2.05
16	インドネシア	株式	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	食品・飲料・タバコ	982,300	28.00	27,506,364	26.91	26,433,693	1.77
17	インドネシア	株式	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	公益事業	1,452,100	18.79	27,296,575	17.94	26,050,674	1.75
18	インドネシア	株式	BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	銀行	564,000	28.70	16,189,056	29.64	16,716,960	1.12
19	インドネシア	株式	SURYA CITRA MEDIA TBK PT	メディア	778,500	22.23	17,306,055	21.13	16,455,933	1.10
20	インドネシア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産	2,884,600	4.83	13,949,925	4.91	14,174,924	0.95
21	インドネシア	株式	WASKITA KARYA PERSERO TBK PT	資本財	632,400	20.43	12,923,726	19.26	12,183,818	0.81
22	インドネシア	株式	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE TBK PT	電気通信サービス	271,500	45.24	12,282,660	43.48	11,806,177	0.79
23	インドネシア	株式	AKR CORPORINDO TBK PT	資本財	239,700	44.85	10,750,545	44.26	10,610,320	0.71
24	インドネシア	株式	XL AXIATA TBK PT	電気通信サービス	426,900	20.20	8,624,233	19.65	8,391,146	0.56

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

## 種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	素材	4.20
		資本財	1.53
		運輸	3.82
		自動車・自動車部品	4.01
		メディア	1.10

	食品・飲料・タバコ	20.45
	家庭用品・パーソナル用品	5.27
	銀行	41.76
	不動産	6.46
	電気通信サービス	7.30
	公益事業	1.75
合計		97.69

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成30年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成22年 9月15日）	1,569,649,428	1,600,618,542	1.0137	1.0337
第2期計算期間末（平成23年 3月15日）	2,472,479,118	2,521,784,140	1.0029	1.0229
第3期計算期間末（平成23年 9月15日）	1,275,595,317	1,376,833,753	1.0080	1.0880
第4期計算期間末（平成24年 3月15日）	2,243,109,833	2,449,347,743	1.0876	1.1876
第5期計算期間末（平成24年 9月18日）	3,184,889,619	3,280,028,893	1.0043	1.0343
第6期計算期間末（平成25年 3月15日）	2,507,052,405	3,313,796,240	1.0255	1.3555
第7期計算期間末（平成25年 9月17日）	3,917,781,345	3,917,781,345	0.8390	0.8390
第8期計算期間末（平成26年 3月17日）	4,003,361,780	4,003,361,780	0.9331	0.9331
第9期計算期間末（平成26年 9月16日）	3,578,333,380	3,578,333,380	0.9984	0.9984
第10期計算期間末（平成27年 3月16日）	2,803,866,150	2,803,866,150	0.9671	0.9671
第11期計算期間末（平成27年 9月15日）	2,029,799,738	2,029,799,738	0.6913	0.6913
第12期計算期間末（平成28年 3月15日）	2,145,115,394	2,145,115,394	0.8244	0.8244
第13期計算期間末（平成28年 9月15日）	1,949,426,163	1,949,426,163	0.7660	0.7660
第14期計算期間末（平成29年 3月15日）	1,939,855,590	1,939,855,590	0.8473	0.8473
第15期計算期間末（平成29年 9月15日）	1,872,136,630	1,872,136,630	0.9008	0.9008
第16期計算期間末（平成30年 3月15日）	1,546,266,442	1,546,266,442	0.8710	0.8710
平成29年 3月末日	1,959,619,197	-	0.8596	-
4月末日	2,009,595,739	-	0.8829	-
5月末日	1,892,337,093	-	0.8819	-
6月末日	1,968,675,338	-	0.9188	-



7月末日	1,881,086,323	-	0.8988	-
8月末日	1,878,309,248	-	0.9009	-
9月末日	1,884,659,154	-	0.8969	-
10月末日	1,857,985,904	-	0.8981	-
11月末日	1,818,223,129	-	0.9129	-
12月末日	1,842,511,064	-	0.9631	-
平成30年 1月末日	1,755,120,969	-	0.9310	-
2月末日	1,708,359,859	-	0.9158	-
3月末日	1,486,792,517	-	0.8376	-

## 【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成22年 4月28日 至 平成22年 9月15日	0.0200
第2期計算期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	0.0200
第3期計算期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	0.0800
第4期計算期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	0.1000
第5期計算期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	0.0300
第6期計算期間	自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日	0.3300
第7期計算期間	自 平成25年 3月16日 至 平成25年 9月17日	0.0000
第8期計算期間	自 平成25年 9月18日 至 平成26年 3月17日	0.0000
第9期計算期間	自 平成26年 3月18日 至 平成26年 9月16日	0.0000
第10期計算期間	自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月16日	0.0000
第11期計算期間	自 平成27年 3月17日 至 平成27年 9月15日	0.0000
第12期計算期間	自 平成27年 9月16日 至 平成28年 3月15日	0.0000
第13期計算期間	自 平成28年 3月16日 至 平成28年 9月15日	0.0000

第14期計算期間	自 平成28年 9月16日 至 平成29年 3月15日	0.0000
第15期計算期間	自 平成29年 3月16日 至 平成29年 9月15日	0.0000
第16期計算期間	自 平成29年 9月16日 至 平成30年 3月15日	0.0000

## 【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	自 平成22年 4月28日 至 平成22年 9月15日	3.4
第2期計算期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	0.9
第3期計算期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	8.5
第4期計算期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	17.8
第5期計算期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	4.9
第6期計算期間	自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日	35.0
第7期計算期間	自 平成25年 3月16日 至 平成25年 9月17日	18.2
第8期計算期間	自 平成25年 9月18日 至 平成26年 3月17日	11.2
第9期計算期間	自 平成26年 3月18日 至 平成26年 9月16日	7.0
第10期計算期間	自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月16日	3.1
第11期計算期間	自 平成27年 3月17日 至 平成27年 9月15日	28.5
第12期計算期間	自 平成27年 9月16日 至 平成28年 3月15日	19.3
第13期計算期間	自 平成28年 3月16日 至 平成28年 9月15日	7.1
第14期計算期間	自 平成28年 9月16日 至 平成29年 3月15日	10.6
第15期計算期間	自 平成29年 3月16日 至 平成29年 9月15日	6.3

第16期計算期間	自 平成29年 9月16日 至 平成30年 3月15日	3.3
----------	--------------------------------	-----

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額}) \div (\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額}) \times 100$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間 自 平成22年 4月28日 至 平成22年 9月15日	1,656,135,234	107,679,522	1,548,455,712
第2期計算期間 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	1,864,350,894	947,555,476	2,465,251,130
第3期計算期間 自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	682,646,743	1,882,417,418	1,265,480,455
第4期計算期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	1,521,879,335	724,980,681	2,062,379,109
第5期計算期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	1,617,794,739	508,864,700	3,171,309,148
第6期計算期間 自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日	984,361,675	1,710,992,534	2,444,678,289
第7期計算期間 自 平成25年 3月16日 至 平成25年 9月17日	3,917,182,886	1,692,338,154	4,669,523,021
第8期計算期間 自 平成25年 9月18日 至 平成26年 3月17日	1,234,676,558	1,613,999,947	4,290,199,632
第9期計算期間 自 平成26年 3月18日 至 平成26年 9月16日	545,571,137	1,251,861,270	3,583,909,499
第10期計算期間 自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月16日	403,898,574	1,088,469,165	2,899,338,908
第11期計算期間 自 平成27年 3月17日 至 平成27年 9月15日	457,045,243	420,081,882	2,936,302,269
第12期計算期間 自 平成27年 9月16日 至 平成28年 3月15日	53,005,275	387,187,698	2,602,119,846
第13期計算期間 自 平成28年 3月16日 至 平成28年 9月15日	70,259,281	127,324,199	2,545,054,928
第14期計算期間 自 平成28年 9月16日 至 平成29年 3月15日	34,053,654	289,597,962	2,289,510,620
第15期計算期間 自 平成29年 3月16日 至 平成29年 9月15日	104,215,615	315,355,239	2,078,370,996
第16期計算期間 自 平成29年 9月16日 至 平成30年 3月15日	106,501,306	409,511,742	1,775,360,560

（注1）全て本邦内におけるものです。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報)

## 運用実績

2018年3月末日現在

## ◎基準価額・純資産の推移



\*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
\*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	8,376円	純資産総額	14.9億円
------	--------	-------	--------

## ◎分配の推移

決算日	分配金
12期(2016年3月15日)	0円
13期(2016年9月15日)	0円
14期(2017年3月15日)	0円
15期(2017年9月15日)	0円
16期(2018年3月15日)	0円
設定来累計	5,800円

\*分配金は1万口当たり・税引前です。  
\*直近5期分を表示しています。

## ◎主要な資産の状況

## 資産配分

資産	純資産比(%)
株式	97.70
現金等	2.30
合計	100.00

\*現金等には未払諸費用等を含みます。  
\*四捨五入の関係で100.00%とまらない場合があります。

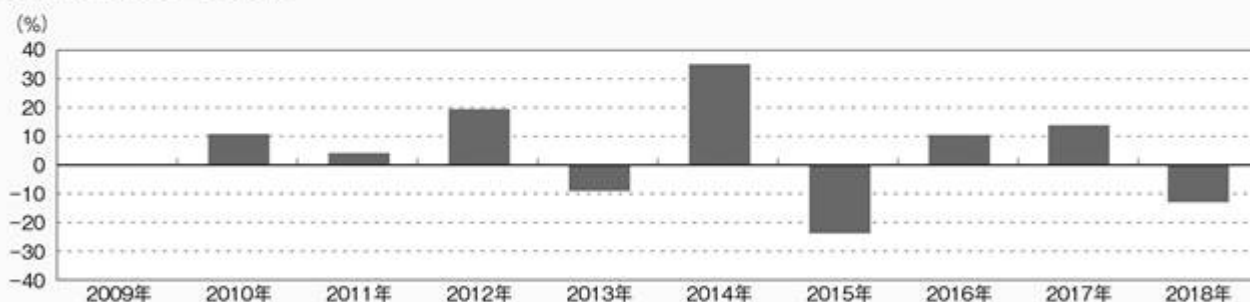
## 組入上位5業種

業種	純資産比(%)
金融	41.76
生活必需品	25.74
電気通信サービス	7.30
不動産	6.47
資本財・サービス	5.36

## 組入上位10銘柄

	銘柄	業種	純資産比(%)
1	バンク・セントラル・アジア	金融	15.24
2	バンク・ラヤット・インドネシア	金融	13.30
3	バンク・マンディリ	金融	10.00
4	テレコムニカシ・インドネシア	電気通信サービス	5.94
5	プミスルボン・ダマイ	不動産	5.51
6	インドフード・サクセス・マクムール	生活必需品	5.34
7	ユニリーバ・インドネシア	生活必需品	5.28
8	ハンジャヤ・マンダラ・サンプルナ	生活必需品	4.67
9	グダン・ガラム	生活必需品	4.56
10	インドフードCBPサクセス・マクムール	生活必需品	4.10

## ◎年間収益率の推移



\*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
\*ファンドにはベンチマークはありません。  
\*2010年は設定日(4月28日)から年末まで、2018年は年初から3月末日までの騰落率を表示しています。

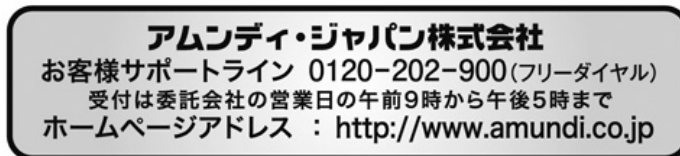
※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 1) お申込みの受付場所

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所等において取扱っております。詳細は後記までお問合せください。



#### 2) 申込手続きと申込価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ただし、インドネシア証券取引所の休業日またはシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合は、お申込みできません。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社（前記「1）お申込みの受付場所」お問合せ先をご参照ください。）に問合わせるにより知ることができます。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとし、ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

\* 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消することができます。

\* 委託会社は、投資環境の変化や運用資産の適正規模等を勘案し、取得申込の受付を一時的に中止することがあります。

#### 3) 申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

\*取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出のものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### 1) 途中換金 の受付

途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金(解約)のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

## 2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの(当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、インドネシア証券取引所の休業日またはシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合には、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、途中換金の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として6営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

## 3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

## 4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。



## 5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

## 6) 換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

## 7) 受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

## 8) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

## 9) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止することおよび既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

\*換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとしします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

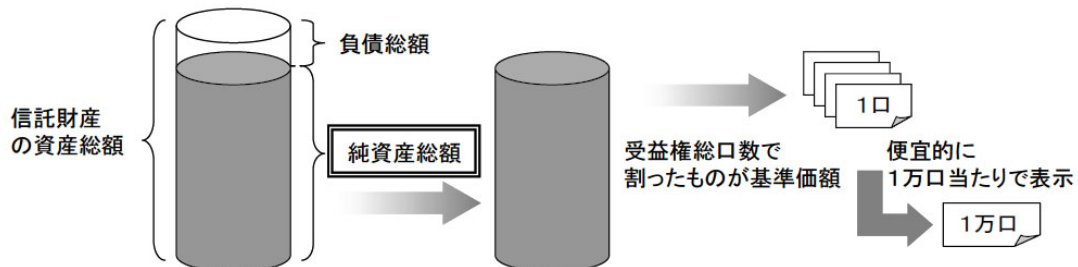
##### 1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。



##### 2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間は平成22年4月28日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

## (4) 【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、毎年3月16日から9月15日および9月16日から翌年3月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年9月15日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## 1) 信託の終了

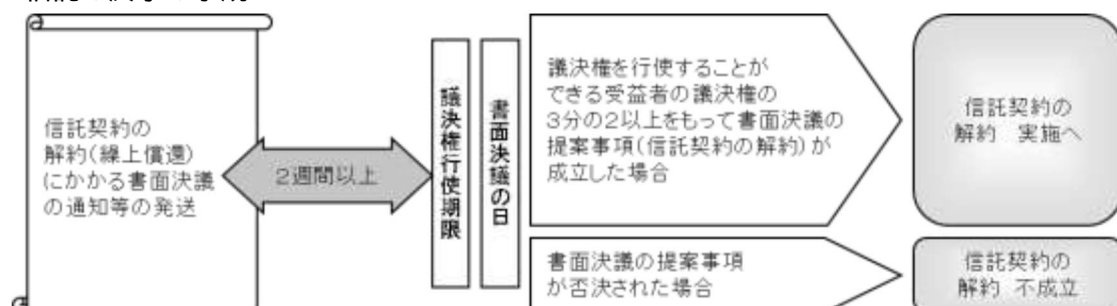
(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
  1. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
  2. 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

## &lt;信託の終了の手続&gt;



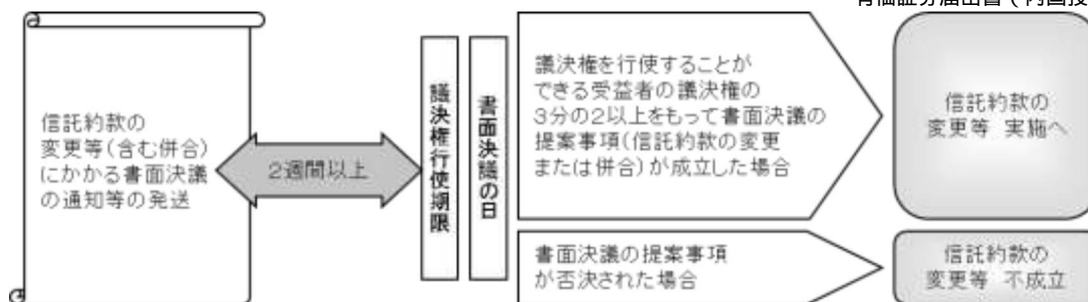


- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更等」の(b)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2) 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「2) 信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項((a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(c)において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から前記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から前記(f)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



### 3) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求について、信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

### 4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

### 5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

### 6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、前記1)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

### 7) その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権につ

いては原則として取得申込者とします)に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(原則として決算日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します)。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

#### 償還金に対する請求権

1) 受益者は、償還金を持分に依りて請求する権利を有します。

2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日の翌営業日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします)に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 途中換金(買取)請求権

1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者にお支払いします。

\*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

#### 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(平成29年9月16日から平成30年3月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## アムンディ・インドネシア・ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期計算期間末 (平成29年 9月15日)	第16期計算期間末 (平成30年 3月15日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	39,956,077	25,281,349
コール・ローン	1,679,855	22,488,842
株式	1,854,720,819	1,514,443,435
派生商品評価勘定	463,169	-
未収入金	32,032,711	-
流動資産合計	1,928,852,631	1,562,213,626
資産合計	1,928,852,631	1,562,213,626
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	370,135	-
未払金	35,289,745	-
未払解約金	3,998,553	86,150
未払受託者報酬	732,758	681,355
未払委託者報酬	16,225,217	15,087,011
未払利息	4	64
その他未払費用	99,589	92,604
流動負債合計	56,716,001	15,947,184
負債合計	56,716,001	15,947,184
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,078,370,996	1,775,360,560
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	206,234,366	229,094,118
(分配準備積立金)	67,157,124	54,362,426
元本等合計	1,872,136,630	1,546,266,442
純資産合計	1,872,136,630	1,546,266,442
負債純資産合計	1,928,852,631	1,562,213,626

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期計算期間 自 平成29年 3月16日 至 平成29年 9月15日	第16期計算期間 自 平成29年 9月16日 至 平成30年 3月15日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	29,163,223	3,504,809
受取利息	44,798	87,577
有価証券売買等損益	155,655,409	87,109,095
為替差損益	45,323,621	122,098,273
営業収益合計	139,539,809	31,396,792
<b>営業費用</b>		
支払利息	3,221	4,240
受託者報酬	732,758	681,355
委託者報酬	16,225,217	15,087,011
その他費用	1,152,505	1,358,583
営業費用合計	18,113,701	17,131,189
営業利益又は営業損失( )	121,426,108	48,527,981
経常利益又は経常損失( )	121,426,108	48,527,981
当期純利益又は当期純損失( )	121,426,108	48,527,981
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	14,904,034	7,423,360
期首剰余金又は期首欠損金( )	349,655,030	206,234,366
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,949,718	40,314,087
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,949,718	40,314,087
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,051,128	7,222,498
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,051,128	7,222,498
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	206,234,366	229,094,118

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には、入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第15期計算期間末 (平成29年 9月15日)	第16期計算期間末 (平成30年 3月15日)
1. 期首元本額	2,289,510,620円	2,078,370,996円
期中追加設定元本額	104,215,615円	106,501,306円
期中一部解約元本額	315,355,239円	409,511,742円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,078,370,996口	1,775,360,560口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は206,234,366円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は229,094,118円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期計算期間 自 平成29年 3月16日 至 平成29年 9月15日	第16期計算期間 自 平成29年 9月16日 至 平成30年 3月15日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託約款第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に純資産総額が100億円未満の場合は年10,000分の80以内の率を、純資産総額が100億円以上の場合は年10,000分の70以内の率を乗じて得た額を支払っております。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

計算期間末における分配対象収益額は97,374,783円(1万口当たり468円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における分配対象収益額は83,181,321円(1万口当たり468円)ですが、分配を行っておりません。
A 費用控除後の配当等収益額 23,383,296円	A 費用控除後の配当等収益額 0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 30,217,659円	C 収益調整金額 28,818,895円
D 分配準備積立金額 43,773,828円	D 分配準備積立金額 54,362,426円
E 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) 97,374,783円	E 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) 83,181,321円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 2,078,370,996口	F 当ファンドの期末残存受益権口数 1,775,360,560口
G 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 468円	G 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 468円
H 1万口当たり分配金額 0円	H 1万口当たり分配金額 0円
I 分配金額(F×H/10,000) 0円	I 分配金額(F×H/10,000) 0円

## (金融商品に関する注記)

## .金融商品の状況に関する事項

項目	第15期計算期間 自 平成29年 3月16日 至 平成29年 9月15日	第16期計算期間 自 平成29年 9月16日 至 平成30年 3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左



3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である株式のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p>	同左
-------------------	--	----

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期計算期間末 (平成29年 9月15日)	第16期計算期間末 (平成30年 3月15日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短時間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
--	---

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	第15期計算期間末 （平成29年 9月15日）	第16期計算期間末 （平成30年 3月15日）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	144,340,353	89,971,727
合計	144,340,353	89,971,727

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 通貨関連

## 第15期計算期間末（平成29年9月15日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	32,032,709		31,662,574	370,135
	インドネシアルピア	34,891,473		35,289,744	398,271
	売建				
	米ドル	56,982,873		56,917,975	64,898
	インドネシアルピア	32,032,709		32,032,709	0
	合計	155,939,764		155,903,002	93,034

## (注)時価の算定方法

- 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。  
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。  
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

## 第16期計算期間末（平成30年3月15日）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

## 第15期計算期間（自 平成29年3月16日 至 平成29年9月15日）

該当事項はありません。

第16期計算期間（自 平成29年9月16日 至 平成30年3月15日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第15期計算期間末 （平成29年 9月15日）	第16期計算期間末 （平成30年 3月15日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9008円 （9,008円）	0.8710円 （8,710円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
インドネシアルピア	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA TBK PT	245,100	20,300.00	4,975,530,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	394,900	10,475.00	4,136,577,500.00	
	AKR CORPORINDO TBK PT	239,700	5,750.00	1,378,275,000.00	
	WASKITA KARYA PERSERO TBK PT	632,400	2,620.00	1,656,888,000.00	
	JASA MARGA PT	1,591,099	4,990.00	7,939,584,010.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,047,600	7,575.00	7,935,570,000.00	
	SURYA CITRA MEDIA TBK PT	778,500	2,850.00	2,218,725,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	982,300	3,590.00	3,526,457,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	120,000	72,500.00	8,700,000,000.00	
	HM SAMPOERNA TBK PT	2,238,000	4,310.00	9,645,780,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	944,800	8,700.00	8,219,760,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	1,414,900	7,325.00	10,364,142,500.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	203,200	50,125.00	10,185,400,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	1,246,400	23,400.00	29,165,760,000.00	
	BANK MANDIRI TBK PT	2,484,714	8,200.00	20,374,654,800.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	459,600	9,450.00	4,343,220,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	7,044,500	3,750.00	26,416,875,000.00	
	BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	564,000	3,680.00	2,075,520,000.00	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	5,905,300	1,720.00	10,157,116,000.00	
	PAKUWON JATI TBK PT	2,884,600	620.00	1,788,452,000.00	
TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK PT	3,146,600	4,060.00	12,775,196,000.00		
TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE TBK PT	271,500	5,800.00	1,574,700,000.00		
XL AXIATA TBK PT	426,900	2,590.00	1,105,671,000.00		
PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	1,452,100	2,410.00	3,499,561,000.00		
小計	銘柄数	24		194,159,414,810.00 (1,514,443,435)	
	組入時価比率	97.9%		100.0%	
	合計			1,514,443,435 (1,514,443,435)	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成30年3月末日現在

資産総額	1,487,878,010円
負債総額	1,085,493円
純資産総額( - )	1,486,792,517円
発行済口数	1,774,991,164口
1口当たり純資産額( / )	0.8376円
(1万口当たり純資産額)	(8,376円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿

作成いたしません。

### (3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

### (4) 受益権の譲渡制限の内容

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします）に支払います。

### (8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の概況

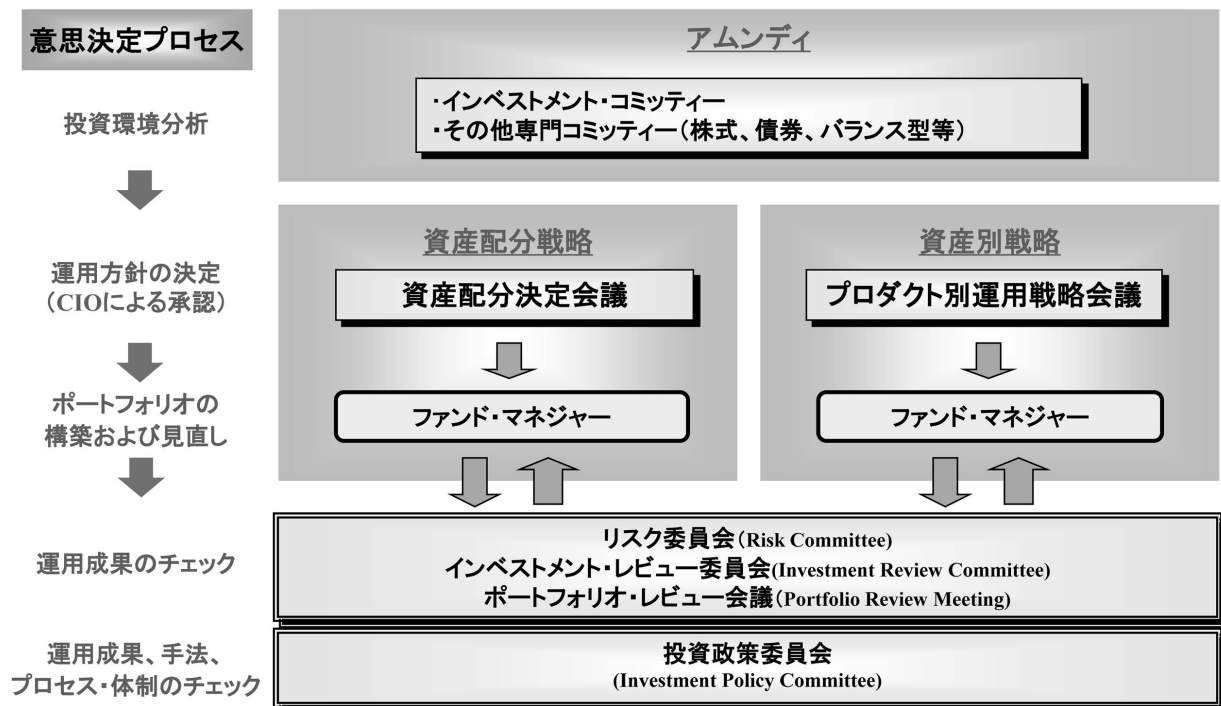
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。

- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的で開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### 営業の概況

平成30年3月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	1	13,193
追加型株式投資信託	187	2,451,582
合計	188	2,464,780



### 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
- (4) 当社は、平成29年9月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。よって、当事業年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月となっております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	12,544,276	9,010,675
前払費用	97,086	67,557
未収入金	9,400	12,500
未収委託者報酬	1,587,689	2,801,064
未収運用受託報酬	*1 1,203,426	*1 1,505,200
未収投資助言報酬	4,776	4,663
未収収益	*1 363,037	*1 377,628
繰延税金資産	131,768	314,900
立替金	103,767	96,577
その他	76	69
流動資産合計	16,045,302	14,190,834
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物(純額)	*2 97,451	*2 93,483
器具備品(純額)	*2 125,520	*2 103,175
有形固定資産合計	222,970	196,658
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	39,077	38,852
ソフトウェア仮勘定	-	4,806
商標権	1,040	845
無形固定資産合計	40,117	44,503
<b>投資その他の資産</b>		
金銭の信託	526,222	309,607
投資有価証券	131,134	126,784
関係会社株式	84,560	84,560
長期未収入金	1,000	1,000
長期差入保証金	212,829	218,142
ゴルフ会員権	60	60
前払年金費用	-	8,553
貸倒引当金	1,000	1,000
投資その他の資産合計	954,804	747,707
固定資産合計	1,217,892	988,868
資産合計	17,263,193	15,179,702

(単位：千円)

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
<b>負債の部</b>		

流動負債		
リース債務	2,319	991
預り金	371,334	1,259,125
未払償還金	-	686
未払手数料	846,821	1,363,261
関係会社未払金	219,309	243,647
その他未払金	*1 136,434	*1 152,555
未払費用	351,670	412,172
未払法人税等	50,178	163,910
未払消費税等	14,578	103,501
賞与引当金	157,489	672,011
役員賞与引当金	48,643	116,143
流動負債合計	2,198,774	4,488,002
固定負債		
リース債務	4,138	-
繰延税金負債	5,674	11,885
退職給付引当金	20,397	11,320
賞与引当金	28,132	26,132
役員賞与引当金	54,701	54,701
資産除去債務	59,677	60,483
固定負債合計	172,718	164,521
負債合計	2,371,492	4,652,523
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	10,962,094	6,592,764
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	9,362,094	4,992,764
利益剰余金合計	11,072,186	6,702,856
株主資本合計	14,891,021	10,521,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	679	5,488
評価・換算差額等合計	679	5,488
純資産合計	14,891,701	10,527,179
負債純資産合計	17,263,193	15,179,702

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	11,647,640	9,227,981
運用受託報酬	2,870,732	2,140,210
投資助言報酬	10,912	8,461
その他営業収益	783,587	773,256
営業収益合計	15,312,872	12,149,908
営業費用		
支払手数料	6,805,998	5,427,725
広告宣伝費	77,312	63,731
調査費	689,756	500,592
委託調査費	428,553	343,347
委託計算費	19,070	14,801
通信費	52,255	38,276
印刷費	107,779	68,664
協会費	30,713	21,264
営業費用合計	8,211,436	6,478,400
一般管理費		
役員報酬	211,460	150,777
給料・手当	2,347,536	1,845,556
賞与	348,556	-
役員賞与	35,423	6,596
交際費	21,581	11,133
旅費交通費	58,611	64,237
租税公課	106,546	85,622
不動産賃借料	190,183	141,367
賞与引当金繰入	125,317	512,522
役員賞与引当金繰入	63,385	67,500
退職給付費用	314,182	95,770
固定資産減価償却費	45,884	39,898
商標権償却	260	195
福利厚生費	349,807	226,612
諸経費	277,255	174,049
一般管理費合計	4,495,985	3,421,834
営業利益	2,605,451	2,249,675
営業外収益		
有価証券利息	283	191
有価証券売却益	-	5,282
受取利息	254	144
為替差益	-	81,187
雑収入	9,723	1,290
営業外収益合計	10,261	88,093
営業外費用		
有価証券売却損	26,665	-

特別退職金	-	7,058
支払利息	547	410
為替差損	7,892	-
雑損失	1,063	4,457
営業外費用合計	36,167	11,926
経常利益	2,579,545	2,325,843
特別損失		
固定資産除却損	1,158	-
特別損失合計	1,158	-
税引前当期純利益	2,578,387	2,325,843
法人税、住民税及び事業税	751,308	919,528
法人税等調整額	77,060	179,042
法人税等合計	828,368	740,485
当期純利益	1,750,019	1,585,357

## (3)【株主資本等変動計算書】

第36期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
合併による増加			200,000	200,000
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計			200,000	200,000
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,031,177	8,741,269	12,360,104
当期変動額					
剰余金の配当			350,000	350,000	350,000
当期純利益			1,750,019	1,750,019	1,750,019
合併による増加			930,898	930,898	1,130,898
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			2,330,917	2,330,917	2,530,917
当期末残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	2,546	2,546	12,357,559
当期変動額			
剰余金の配当			350,000
当期純利益			1,750,019
合併による増加			1,130,898
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,225	3,225	3,225
当期変動額合計	3,225	3,225	2,534,142
当期末残高	679	679	14,891,701

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
別途積立金					
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			5,954,687	5,954,687	5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			4,369,330	4,369,330	4,369,330
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			5,954,687

当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

## 注記事項

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

#### (2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### (3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

#### (4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

### (貸借対照表関係)

\*1各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
未収運用受託報酬	62,115 千円	85,856 千円
未収収益	182,290 千円	152,512 千円
その他未払金	38,126 千円	92,102 千円

\*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
建物	81,963 千円	89,844 千円
器具備品	188,921 千円	208,275 千円

### (損益計算書関係)

第36期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当事項はありません

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません

### (株主資本等変動計算書関係)

第36期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

平成28年6月15日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	350,000千円
(ロ) 1株当たり配当額	145.83円
(ハ) 基準日	平成28年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成28年6月15日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月23日開催の定時株主総会において、次の議案を決議することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	300,000千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金



(八)	1株当たり配当額	125.00円
(二)	基準日	平成29年3月31日
(ホ)	効力発生日	平成29年6月23日

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	300,000千円
(ロ)	1株当たり配当額	125.00円
(ハ)	基準日	平成29年3月31日
(ニ)	効力発生日	平成29年6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	5,654,687千円
(ロ)	1株当たり配当額	2,356.12円
(ハ)	基準日	平成29年3月31日
(ニ)	効力発生日	平成29年12月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものなし

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

### (3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第36期(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	12,544,276	12,544,276	-
(2)未収委託者報酬	1,587,689	1,587,689	-
(3)未収運用受託報酬	1,203,426	1,203,426	-
(4)金銭の信託	526,222	526,222	-
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	131,134	131,134	-
資産計	15,992,746	15,992,746	-
(1)未払手数料	846,821	846,821	-
負債計	846,821	846,821	-

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	9,010,675	9,010,675	-
(2)未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	-
(3)未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	-
(4)金銭の信託	309,607	309,607	-
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	126,784	126,784	-
資産計	13,753,331	13,753,331	-
(1)未払手数料	1,363,261	1,363,261	-
負債計	1,363,261	1,363,261	-

### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

#### (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

#### 負債

##### (1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム(デラウエア)社の株式です。

(単位:千円)

区分	第36期(平成29年3月31日)	第37期(平成29年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

#### (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

##### 第36期(平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	12,544,276	-	-	-
未収委託者報酬	1,587,689	-	-	-
未収運用受託報酬	1,203,426	-	-	-
合計	15,335,391	-	-	-

##### 第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

#### (有価証券関係)

##### 1. 満期保有目的の債券

###### 第36期(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

###### 第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

##### 2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

##### 3. その他有価証券

###### 第36期(平成29年3月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	111,191	113,553	2,362
	小計	111,191	113,553	2,362
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	545,185	543,802	1,383
	小計	545,185	543,802	1,383
合計		656,376	657,355	979

(注)投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

#### 第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	10,324	10,260	64
	小計	10,324	10,260	64
合計		428,481	436,391	7,909

(注)投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

#### 4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第36期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当事項はありません。

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

#### 5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第36期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	2,859,547	-	29,195
投資信託	24,147	4,829	2,299

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度(積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第36期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	27,454	20,397
退職給付費用	273,622	65,050
退職給付の支払額	155,887	-
制度への拠出額	124,792	82,680
退職給付引当金の期末残高	20,397	2,767

### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	669,970
年金資産	659,494	678,524
	10,477	8,553
非積立型制度の退職給付債務	9,920	11,320
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,397	2,767
退職給付に係る負債	20,397	11,320
退職給付に係る資産	-	8,553
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,397	2,767

### (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 273,622千円 当事業年度 65,050千円

## 3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度40,560千円、当事業年度30,720千円であります。

### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	69,798 千円	83,244 千円
繰延資産償却額	8,511 千円	- 千円
未払事業税	9,706 千円	30,157 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	57,215 千円	215,384 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	6,245 千円	847 千円
減価償却資産	4,574 千円	4,429 千円
資産除去債務	16,863 千円	17,110 千円
未払事業所税	2,852 千円	2,194 千円
その他	9,683 千円	- 千円
繰延税金資産小計	185,447 千円	353,364 千円
評価性引当額	53,679 千円	38,464 千円
繰延税金資産合計	131,768 千円	314,900 千円

#### 繰延税金負債

繰延資産償却額	- 千円	794 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	5,374 千円	4,659 千円
その他有価証券評価差額金	300 千円	2,422 千円
その他	- 千円	4,010 千円
繰延税金負債合計	5,674 千円	11,885 千円
繰延税金資産の純額	126,095 千円	303,015 千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

### 第36期(平成29年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

### 第36期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

### 第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

## (企業結合等関係)

### 第36期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

当社は、アムンディ・ジャパン証券株式会社と平成28年2月10日付合併契約に基づき、アムンディ・ジャパン証券株式会社を吸収合併致しました。

## 1. 企業結合の概要

### (1) 合併の目的

機関投資家向け業務の効率化および投資信託事業のラップ等新規市場の開拓

### (2) 合併の日程

合併契約締結日 平成28年2月10日  
合併効力発生日 平成28年4月1日

### (3) 合併の方法

当社を存続会社とし、アムンディ・ジャパン証券株式会社を吸収合併消滅会社とする無対価による吸収合併方式

## 2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間（建物の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

### 3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第36期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)		第37期 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	
期首残高	54,018	千円	59,677	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,605	千円	-	千円
時の経過による調整額	1,054	千円	806	千円
期末残高	59,677	千円	60,483	千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第36期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）及び第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第36期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,814,194	1,460,479	1,038,199	15,312,872

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第36期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランス パリ市	746,263 (千1-0)	投資顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委託等	運用受託報酬*1	162,171	未収運用受託報酬	62,115
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)*1	592,523	未収収益	182,290
								委託調査費等の支払*2	166,729	未払金	38,126
親会社	アムンディ・ ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区	5,400,000 (千円)	有価証券の保有	(被所有) 直接100%	なし	連結納税親会社	法人税等の支払	219,309	関係会社未払金	219,309

(注)



## 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	1,027,237	未収運用受託報酬	394,554
								委託者報酬*1	96,824	未収委託者報酬	96,824
								投資助言報酬*1	6,336	未収投資助言報酬	3,338

(注)

## 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委託等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)*1	423,995	未収収益	152,512

(注)

## 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	受託報酬 未収運用	371,129

(注)

## 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

## (1株当たり情報)

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	6,204.88 円	4,386.32 円
1株当たり当期純利益金額	729.17 円	660.57 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)
当期純利益(千円)	1,750,019	1,585,357
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,750,019	1,585,357
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

## (重要な後発事象)

第36期(自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)

該当事項はありません。

第37期(自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成29年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成29年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（平成29年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社近畿大阪銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（平成29年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社千葉銀行
- ・資本金の額 145,069百万円（平成29年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社群馬銀行
- ・資本金の額 48,652百万円（平成29年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 ぐんぎん証券株式会社
- ・資本金の額 3,000百万円（平成29年3月末日現在）
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

#### (3) 投資顧問会社

- ・名称 フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド
- ・資本金の額 1,000,000シンガポールドル（平成29年9月末日現在）
- ・事業の内容 シンガポールにおいて、投資顧問業務及びその業務に付帯する業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成29年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社よりファンドの運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行います。

### 3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

平成30年3月1日

アムンディ・ジャパン株式会社  
取締役会御中**PwCあらた有限責任監査法人**

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴田 光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月18日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・インドネシア・ファンドの平成29年9月16日から平成30年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・インドネシア・ファンドの平成30年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。